

石巻市の学校防災の取組み



石巻市教育委員会

石巻市学校防災推進会議

石巻市学校防災推進会議設置要綱（平成24年2月21日 設置）

（設置）

第1条 石巻市立幼稚園、小学校及び中学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園（以下「市立学校」という。）における学校防災を推進するにあたり、東日本大震災における教訓を生かし、園児及び児童生徒の命を守ることを第一の目的とし、当時の学校防災の分析、考察を行うとともに、これからの学校防災の取組について必要な調査、審議を行うため、「石巻市学校防災推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市立学校における防災管理に関すること。
- (2) 市立学校における防災教育に関すること。
- (3) 学校防災における学校、家庭、地域、関係機関の連携に関すること。
- (4) その他、学校防災に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 市立学校教員
- (2) 消防関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 教育支援団体
- (5) 市長部局の職員
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) その他、教育長が必要と認める者

石巻市学校防災推進会議

No	所 属	職 名	氏 名
1	山形大学大学院教育実践研究科(教職大学院)	教 授	村 山 良 之
2	東北大学災害科学国際研究所	教 授	佐 藤 健 之
3	東洋英和女学院大学 国際社会学部	准 教 授	桜 井 愛 子
4	石巻地区広域行政事務組合消防本部予防課	課長補佐(消防司令長)	高 橋 利 之
5	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・J	国内事業部プログラムマネージャー	田 代 光 恵
6	石巻市町内会連合会	会 長	井 上 誼 一
7	石巻市PTA協議会	副 会 長	阿 部 泰 祐
8	石巻市立桃生幼稚園	園 長	千 葉 照 彦
9	石巻市立桃生小学校	校 長	高 砂 宏 之
10	石巻市立寄磯小学校	校 長	佐々木 康 之
11	石巻市立稲井中学校	校 長	阿 部 勇 志
12	石巻市立桜坂高等学校	校 長	高 梨 正 博
13	石巻市立河北中学校	教 頭	遠 藤 貞 悟
14	石巻市立鹿妻小学校	教 頭	柏 晃 司
15	石巻市立和淵小学校	教 頭	今 藤 良 弘
16	石巻市立石巻小学校	安全担当主幹教諭	渡 邊 史 一
17	石巻市立渡波小学校	安全担当主幹教諭	神 崎 忠 康
18	石巻市立青葉中学校	安全担当主幹教諭	飯 野 泰 志
19	石巻市復興政策部地域協働課	課 長	佐 藤 佐 智 子
20	石巻市総務部危機対策課	課 長	高 橋 伸 明
21	石巻市総務部防災推進課	課 長	沼 津 清 仁
22	石巻市福祉部保護課	課 長	橋 本 泰 仁

2

石巻市学校防災推進会議

第1回 4月24日 開催

第2回 10月29日 開催

第3回 2月 7日 開催

「防災研修」WG 1

- 教職員一人一人の防災教育指導力の向上
- 学校組織の災害対応力の向上

[構成メンバー]

校長会(リーダー)	1名
高等学校長	1名
教頭会	1名
危機対策課	1名
教育総務課	1名
安全担当主幹	3名
防災主任	3名
有識者	1名
P T A 関係者	1名
自主防災推進地域代表	1名 他

「防災管理」WG 2

- 安全・安心な学習環境の確保
- 地域ぐるみの学校防災体制の構築

[構成メンバー]

校長会(リーダー)	1名
幼稚園長	1名
教頭会	1名
危機対策課	1名
防災推進課	1名
保護課	1名
地域協働課	1名
学校管理課	1名
生涯学習課	1名
安全担当主幹	3名
防災主任	3名
有識者	1名 他

「防災教育」WG 3

- 防災に必要な思考力、判断力、行動力の育成
- 主体的に行動し、貢献する態度の育成
- 防災の基礎的・基本的な知識・技能の定着

[構成メンバー]

校長会(リーダー)	1名
教頭会	1名
危機対策課	1名
安全担当主幹	4名
防災主任	6名
有識者	1名
教育支援団体	1名 他

3

石巻市学校防災推進会議

「防災研修」WG1 【13名】

- 1 安全担当主幹教諭、防災主任を対象とした研修会
 - 6/14 学校区ごとの地形図を使用して研修
 - 9/6 地震・津波訓練参観と土砂災害等の講話
 - 10/18 地震・原子力災害時の避難訓練参観と女川原発見学 (中止)
 - 1/27 学校安全推進事業の取組発表
- 2 学校防災フォーラムの実施 (8月6日実施)
 1. 復興・防災マップ取組み紹介 (前年度に取組んだ学校)
 2. パネルディスカッション (学校と地域、行政の連携)
 3. 講話 (学校経営戦略としての地域連携と防災)
- 3 クロスロード石巻版 ~児童生徒編~作成
 - カードを用いたゲーム形式による防災教育教材
 - ※教職員編作成済 (H29年度)
- 4 復興・防災マップの広域化
 - 稲井小学校・万石浦小学校・稲井中学校

4

石巻市学校防災推進会議

「防災研修」WG1 【13名】

- 1 安全担当主幹教諭、防災主任を対象とした研修会



5

石巻市学校防災推進会議

「防災研修」WG1 【13名】

2 学校防災フォーラムの実施（8月6日実施）



石巻市学校防災推進会議

「防災研修」WG1 【13名】

3 クロスロード石巻版 ～児童生徒編～作成

	<p>あなたの考えは</p> <p>YES</p> <p>OR</p> <p>NO</p>	<p>あなたの考えは</p> <p>YES</p> <p>OR</p> <p>NO</p> <p>あなたのかんがえは</p>	<p>あなたの考えは</p> <p>YES</p> <p>OR</p> <p>NO</p> <p>あなたのかんがえ</p>
<p>昼休み、図書室で本を借りようと、本選びをしていた時に地震が来た。友達か、本が崩れてくるから廊下に逃げよう」と言っているが、早く図書室の初に下に入りたい。友達の話は断る？</p> <p>YES:断って机の下へ NO:誘いに乗り、廊下へ</p>	<p>自分の教室から遠い場所ですら中に大きな地震。初の下などかかれるところがない。近くには窓ガラスがある。動するうちに自分の教室にもどりますか？</p> <p>YES:もどる NO:近くのかくれられる場所をさがしてかかれる</p>	<p>下校時、親に迎えに来てもらう約束をし、指定の場所ですら待っていると、大きな地震が発生。地域住民や近くのスーパーの店員と一緒に避難するよう声を掛けられた。あなたはついていきますか。</p> <p>YES:一緒に避難する NO:その場で待機して、親が来るのを待つ</p>	<p>休み時間に学級で飼育しているメダカの水槽を洗っているとき、大きな地震が発生。流しの近くに倒れそうな掃除ロッカーがあり、このままでは自分の方へ倒れてきます。すぐに安全なところへ逃げようとしたがメダカの水槽も危ない。水槽から離れてしまいませんか。</p> <p>YES:近くの避難場所に行く NO:歩いて家族に会いに行く</p> <p>YES:すぐに安全な場所へ移動する。 NO:まずは水槽を何とかする。</p>

石巻市学校防災推進会議

「防災研修」WG1 【13名】

4 復興・防災マップの広域化



8

石巻市学校防災推進会議

「防災管理」WG2 【15名】

- 1 地域防災連絡会の設置促進と充実
 - ・ 設置校58校中55校（園）【94.8%】
 - ・ 石巻市総合防災訓練への参加協力
- 2 学校防災マニュアルの点検・改善指導
 - ・ 新年度のマニュアル前年度末まで、教育委員会に提出 3月
 - ・ 安全担当主幹教諭によるマニュアル点検実施 4月～5月
 - ・ 防災主任研修会で、全学校のマニュアルの改善箇所を指導 6月
 - ・ 各校で修正したマニュアルを教育委員会へ再提出 9月
- 3 大川小学校事故検証報告書24の提言に関する取組状況調査
 - ・ 12～1月 調査
 - ・ 3月上旬 調査結果の公表（学校園、関係課）

9

石巻市学校防災推進会議

「防災管理」WG2 【15名】

2 学校防災マニュアルの点検・改善指導



10

石巻市学校防災推進会議

「防災管理」WG2 【15名】

3 大川小学校事故検証報告書24の提言に関する取組状況調査

No	提言	対策
1	教員養成課程における学校防災の位置づけ	※ 令和元年度より実施
2	教職員に対する防災・危機管理研修の充実	教員向け防災フォーラムの実施
3	教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練	防災主任研修会等の実施
4	学校現場における災害対応マニュアルのあり方	防災推進会議 WG2で確認
5	災害対応マニュアル策定・確認体制の充実	避難訓練時、本課職員で参観し振り返り
6	学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備	半固定防災行政無線、緊急地震速報器、ORANGE
7	学校からの能動的な情報収集体制の構築	地域防災連絡会の設置 58校中55校
8	学校防災における地域住民・保護者との連携	地域、行政、学校で地域防災連絡会(津波避難担当職員制度)
9	教職員の指定避難所運営への関わり方	教職員に依存しない体制づくり
10	指定避難所の承諾及び避難所運営に関する学校側の取り組み	市防災部門と連携
11	災害に対応した避難場所の設定と避難訓練	年平均5.7回の訓練実施
12	保護者への引渡しの方と訓練の必要性	マニュアルの記載とリーフレットの作成、引渡し訓練の実施
13	避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み	全教職員が防災関連の研修を受講する(伝達講習会)
14	防災・安全面を考慮した学校の立地	各ハザードへの対応
15	校舎設計における防災・安全面への配慮	各ハザードへの対応
16	低頻度巨大災害の危険性の正しい認識	津波、洪水、土砂災害等のハザードマップの作成
17	リスクコミュニケーションにおける専門家の役割	※ 住民が理解できるように情報発信、コミュニケーション
18	避難所と避難場所のあり方の見直し	防災部局で「防災サイン」を設置
19	住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し	防災行政無線、衛星携帯電話、災害用公衆電話
20	事故対策本部機能のあり方	地域防災計画への位置づけ
21	被災者・遺族支援のあり方	マニュアルへ記載
22	子どもに対する聴き取り等における配慮	聴察方法の研修会の実施(カウンセリング研修会等)
23	調査・検証のあり方	※ 文部科学省(ガイドラインの作成)
24	調査・検証における透明性の確保	※ 事故調査を行う者は、慎重に判断する

11

石巻市学校防災推進会議

「防災教育」WG3 【14名】

- 1 防災教育副読本の活用（改訂）
 - ・活用の促進・確認 【小学校10時間、中学校7時間活用】
 - ・内容及び構成の検討
 - 2 防災合言葉の募集
 - ・令和元年度のテーマ 『災害に備えている姿』
 - ・令和元年度 応募学校数 53校（全小中校及び高等学校）
 - ・応募数 3,363作品
- 【最優秀賞】

**「すぐにげろ かぞくで決めた
避難場所 必ず迎えに行くからね」**

石巻市立石巻小学校 1年 阿部 湊

12

石巻市学校防災推進会議

「防災教育」WG3 【14名】

- 1 防災教育副読本の活用



13

石巻市学校防災推進会議

「防災教育」WG3 【14名】

2 防災合言葉の募集



14

学校安全推進課の新設

平成26年4月

石巻市学校防災の推進

児童生徒・教職員



「命」を守る

石巻市の防災教育



「発信」する

15

国からの委託事業



平成24年度～平成26年度

「実践的防災教育総合支援事業」



平成27年度～平成29年度

「実践的安全教育総合支援事業」



平成30年度～新規事業として

「学校安全総合支援事業」

16

学校安全総合支援事業

1. 災害安全

- ・ 緊急地震速報受信機を活用した避難訓練【**配備校**】
- ・ 復興・防災マップの作成【**稲井小、稲井中、万石浦小**】
- ・ セーフティプロモーションスクールの認証
学校安全の推進を目的に、継続的かつ計画的な取組と、組織的な学校安全体制を整備する学校を認証し、安全教育を推進するもの。【**渡波小、湊中**】

2. 交通安全

- ・ 交通安全教室の実施等【**石巻小学校**】

3. 生活安全（防犯を含む。）

- ・ 不審者対応訓練の実施等【**中里小学校**】

17

学校安全総合支援事業

交通安全の充実

- ① 交通安全教室の実施
- ② 地域ぐるみの安全確保・危機管理体制整備
- ③ 実践モデル校「石巻小学校」
 - ・ 登下校時の通学路の危険個所の確認
 - ・ 自転車点検及び走行技能の講習会
 - ・ 交通安全アドバイザーによる指導・助言

生活安全の充実

- ① 不審者対応訓練の実施
- ② 地域ぐるみの安全確保・危機管理体制整備
- ③ 不審者対応の意識や技能を高めるための教育手法の開発
- ④ 各学校園から緊急メール配信を活用した情報の共有
- ⑤ 実践モデル校「中里小学校」
 - ・ 生活安全アドバイザーによる指導・助言

18

学校保健安全法

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健安全法

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。